

平成十八年十月十七日受領
答弁第三九号

内閣衆質一六五第三九号

平成十八年十月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への報道関係者の入域に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への報道関係者の入域に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて、正確な人数は把握していない。

二及び三について

政府としては、日本国民が大韓民国の出入国手続に従って、同国が不法占拠を続けている竹島に入域することは好ましくないとの立場である。したがって、外務省では、日本国民が大韓民国の出入国手続に従って竹島に入域して行った取材に基づく判断される報道が判明した場合には、当該報道関係者等に対して、そのような取材方法は、竹島の領有権に関する政府の立場とは相容れない遺憾なものであり、今後、同様の方法による取材を行うことのないよう申し入れている。